

令和 7 年 2 月 4 日
生 活 文 化 政 策 部
文 化 ・ 国 際 課

世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例の一部を改正する条例

1 主旨

令和 7 年 1 0 月に施設使用料等を改定するため、令和 7 年区議会第一回定例会に世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例の一部を改正する条例を提案する。

2 改正内容（別紙「新旧対照表」のとおり）

公共施設機能の存続に要する管理運営経費の増加を背景として、施設使用料等の見直しの考え方に基づき、料金改定を行う。

3 今後のスケジュール（予定）

令和 7 年	2 月	令和 7 年区議会第一回定例会（条例改正案）
	3 月	公布
	4 月 1 日	施行
	1 0 月	改定後料金適用開始

世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例 平成 8 年 12 月 6 日 条例第 48 号 改正 平成 11 年 3 月 11 日 条例第 7 号 平成 15 年 3 月 13 日 条例第 12 号 平成 17 年 9 月 29 日 条例第 50 号 平成 19 年 12 月 11 日 条例第 61 号 平成 24 年 12 月 10 日 条例第 63 号 平成 30 年 3 月 6 日 条例第 13 号 <u>令和 7 年 3 月 日 条例第 号</u> 世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例 (目的及び設置) 第 1 条 区民が優れた演劇、音楽等の文化及び芸術を享受することができる機会並びに区民が自ら文化活動及び芸術活動を実践することができる場を提供するとともに、区民の地域交流活動、国際交流活動等を促進することにより、豊かな地域社会の形成に資するため、東京都世田谷区太子堂四丁目 1 番 1 号に世田谷区立世田谷文化生活情報センター（以下「センター」という。）を設置する。 (休館日及び開館時間) 第 1 条の 2 センターの休館日及び開館時間は、規則で定める。 (事業) 第 2 条 センターは、次に掲げる事業を行う。 (1) 演劇、音楽等の公演その他の催物を行うこと。 (2) 地域交流活動、国際交流活動等に係る講座及び催物を行うこと。 (3) 地域交流活動、国際交流活動等に係る情報の収集及び提供に	○世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例 平成 8 年 12 月 6 日 条例第 48 号 改正 平成 11 年 3 月 11 日 条例第 7 号 平成 15 年 3 月 13 日 条例第 12 号 平成 17 年 9 月 29 日 条例第 50 号 平成 19 年 12 月 11 日 条例第 61 号 平成 24 年 12 月 10 日 条例第 63 号 平成 30 年 3 月 6 日 条例第 13 号 世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例 (目的及び設置) 第 1 条 区民が優れた演劇、音楽等の文化及び芸術を享受することができる機会並びに区民が自ら文化活動及び芸術活動を実践することができる場を提供するとともに、区民の地域交流活動、国際交流活動等を促進することにより、豊かな地域社会の形成に資するため、東京都世田谷区太子堂四丁目 1 番 1 号に世田谷区立世田谷文化生活情報センター（以下「センター」という。）を設置する。 (休館日及び開館時間) 第 1 条の 2 センターの休館日及び開館時間は、規則で定める。 (事業) 第 2 条 センターは、次に掲げる事業を行う。 (1) 演劇、音楽等の公演その他の催物を行うこと。 (2) 地域交流活動、国際交流活動等に係る講座及び催物を行うこと。 (3) 地域交流活動、国際交流活動等に係る情報の収集及び提供に

改正後	改正前
関すること。 (4) センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用に関すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの目的を達成するために必要な事業（施設）	関すること。 (4) センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用に関すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの目的を達成するために必要な事業（施設）
第3条 センターの施設は、次のとおりとする。 (1) セミナールーム (2) ワークショップ室 (3) メディア工房 (4) 情報プラザ (5) 主劇場 (6) 小劇場 (7) けいこ場 (8) 音響スタジオ (9) 作業室 （使用することができる者の範囲）	第3条 センターの施設は、次のとおりとする。 (1) セミナールーム (2) ワークショップ室 (3) メディア工房 (4) 情報プラザ (5) 主劇場 (6) 小劇場 (7) けいこ場 (8) 音響スタジオ (9) 作業室 （使用することができる者の範囲）
第4条 センターの施設のうち、別表第1左欄に掲げる施設を使用することができる者は、同表右欄に掲げる者とする。ただし、公益上の理由その他特別の理由があると区長が認めたときは、この限りでない。 2 前項に定めるもののほか、第11条第1項第1号から第6号までに規定する団体、学校等は、別表第1左欄に掲げる施設を使用することができる。 3 メディア工房の附帯設備を使用することができる者は、第18条の規定によりセンターの管理を行う者（以下「指定管理者」という。）の定める講習等を受けたことがある者（使用するときまでに当該講習等を受ける者を含む。）とする。	第4条 センターの施設のうち、別表第1左欄に掲げる施設を使用することができる者は、同表右欄に掲げる者とする。ただし、公益上の理由その他特別の理由があると区長が認めたときは、この限りでない。 2 前項に定めるもののほか、第11条第1項第1号から第6号までに規定する団体、学校等は、別表第1左欄に掲げる施設を使用することができる。 3 メディア工房の附帯設備を使用することができる者は、第18条の規定によりセンターの管理を行う者（以下「指定管理者」という。）の定める講習等を受けたことがある者（使用するときまでに当該講習等を受ける者を含む。）とする。

改正後	改正前
(使用の手続等) 第5条 センターの施設のうち、別表第2左欄に掲げる施設並びにその附帯設備及び電源設備並びにメディア工房の附帯設備を使用しようとする者は、区長（指定管理者を含む。第4項及び第5項、第7条、第8条、第17条、別表第3並びに別表第4において同じ。）の承認を受けなければならない。 2 前項に規定する使用の承認に係る手続については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例（平成30年3月世田谷区条例第19号）に定めるところによるほか、規則で定めるところによる。 3 指定管理者は、主劇場又は小劇場を使用する者に対して、優先してけいこ場、音響スタジオ及び作業室を使用させることができる。 4 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用を承認しないものとする。 (1) 営利を目的とするとき（主劇場及び小劇場を使用する場合を除く。）。 (2) 秩序を乱すおそれがあるとき。 (3) 管理上支障があるとき。 5 区長は、第1項に規定する施設及びメディア工房の附帯設備を使用しようとする者が、これまでの使用について次の各号のいずれかに該当しているときは、使用を承認しないことができる。 (1) 正当な理由がなく使用の承認を受けた施設及びメディア工房の附帯設備を使用しなかったとき。 (2) 使用料又は主劇場、小劇場、けいこ場、音響スタジオ及び作業室（以下「主劇場等」という。）並びに主劇場等の附帯設備及び電源設備（以下「劇場施設等」という。）の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付していないとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したと区長が認めたとき。	(使用の手続等) 第5条 センターの施設のうち、別表第2左欄に掲げる施設並びにその附帯設備及び電源設備並びにメディア工房の附帯設備を使用しようとする者は、区長（指定管理者を含む。第4項及び第5項、第7条、第8条、第17条、別表第3並びに別表第4において同じ。）の承認を受けなければならない。 2 前項に規定する使用の承認に係る手続については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例（平成30年3月世田谷区条例第19号）に定めるところによるほか、規則で定めるところによる。 3 指定管理者は、主劇場又は小劇場を使用する者に対して、優先してけいこ場、音響スタジオ及び作業室を使用させることができる。 4 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用を承認しないものとする。 (1) 営利を目的とするとき（主劇場及び小劇場を使用する場合を除く。）。 (2) 秩序を乱すおそれがあるとき。 (3) 管理上支障があるとき。 5 区長は、第1項に規定する施設及びメディア工房の附帯設備を使用しようとする者が、これまでの使用について次の各号のいずれかに該当しているときは、使用を承認しないことができる。 (1) 正当な理由がなく使用の承認を受けた施設及びメディア工房の附帯設備を使用しなかったとき。 (2) 使用料又は主劇場、小劇場、けいこ場、音響スタジオ及び作業室（以下「主劇場等」という。）並びに主劇場等の附帯設備及び電源設備（以下「劇場施設等」という。）の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付していないとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したと区長が認めたとき。

改正後	改正前
(優先使用) 第6条 区長は、区民に優れた演劇、音楽等の文化及び芸術を享受することができる機会を提供するための事業又は区民の地域交流活動、国際交流活動等を促進するための事業を行う公共的団体が、区の後援を受けて、当該事業を行うために使用するときは、施設等を優先して使用させることができる。 (使用の条件) 第7条 区長は、施設等の使用を承認する場合において、必要な条件を付けることができる。 (承認の取消し等) 第8条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、施設等の使用の承認を取り消し、使用の条件を変更し、又は使用を停止することができる。 (1) 使用の目的又は条件に違反したとき。 (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 (3) 前2号のほか、区長が必要があると認めたとき。 (使用期間) 第9条 センターの施設のうち、別表第2左欄に掲げる施設は、同一人が引き続き同表右欄に定める期間を超えて使用することができない。ただし、区長が必要があると認めたときは、当該期間を超えて使用することができる。 (使用料) 第10条 センターの施設のうち、セミナールーム及びワークショップ室の使用の承認を受けた者は、別表第3に定める使用料を納付しなければならない。 2 前項の使用料は、指定された期日までに、納付しなければならない。 3 センターの施設のうち、セミナールーム、ワークショップ室及び	(優先使用) 第6条 区長は、区民に優れた演劇、音楽等の文化及び芸術を享受することができる機会を提供するための事業又は区民の地域交流活動、国際交流活動等を促進するための事業を行う公共的団体が、区の後援を受けて、当該事業を行うために使用するときは、施設等を優先して使用させることができる。 (使用の条件) 第7条 区長は、施設等の使用を承認する場合において、必要な条件を付けることができる。 (承認の取消し等) 第8条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、施設等の使用の承認を取り消し、使用の条件を変更し、又は使用を停止することができる。 (1) 使用の目的又は条件に違反したとき。 (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 (3) 前2号のほか、区長が必要があると認めたとき。 (使用期間) 第9条 センターの施設のうち、別表第2左欄に掲げる施設は、同一人が引き続き同表右欄に定める期間を超えて使用することができない。ただし、区長が必要があると認めたときは、当該期間を超えて使用することができる。 (使用料) 第10条 センターの施設のうち、セミナールーム及びワークショップ室の使用の承認を受けた者は、別表第3に定める使用料を納付しなければならない。 2 前項の使用料は、指定された期日までに、納付しなければならない。 3 センターの施設のうち、セミナールーム、ワークショップ室及び

改正後	改正前
メディア工房の附帯設備を使用する者は、指定された期日までに、別表第４に定める額の範囲内において規則で定める額の使用料を納付しなければならない。	メディア工房の附帯設備を使用する者は、指定された期日までに、別表第４に定める額の範囲内において規則で定める額の使用料を納付しなければならない。
４ 第５条の規定により使用の承認を受けた者がその使用の申請を撤回した場合に徴収するキャンセル料については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例第１１条の定めるところによる。	４ 第５条の規定により使用の承認を受けた者がその使用の申請を撤回した場合に徴収するキャンセル料については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例第１１条の定めるところによる。
（使用料の減免）	（使用料の減免）
第１１条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、前条第１項の使用料を減額し、又は免除することができる。	第１１条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、前条第１項の使用料を減額し、又は免除することができる。
（１） 区が直接公益のために使用するとき。 全額	（１） 区が直接公益のために使用するとき。 全額
（２） 区民に優れた演劇、音楽等の文化及び芸術を享受することができる機会を提供するための事業又は区民の地域交流活動、国際交流活動等を促進するための事業を行う公共的団体が、区の後援を受けて、当該事業を行うために使用するとき。 全額	（２） 区民に優れた演劇、音楽等の文化及び芸術を享受することができる機会を提供するための事業又は区民の地域交流活動、国際交流活動等を促進するための事業を行う公共的団体が、区の後援を受けて、当該事業を行うために使用するとき。 全額
（３） 国、公共団体又は公共的団体（区が出資する法人に限る。）が直接公益のために使用するとき。 ５割に相当する額	（３） 国、公共団体又は公共的団体（区が出資する法人に限る。）が直接公益のために使用するとき。 ５割に相当する額
（４） 区内の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。 ５割に相当する額	（４） 区内の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。 ５割に相当する額
（５） 区外の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。 ３割に相当する額	（５） 区外の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。 ３割に相当する額
（６） 私立の学校（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する学校（大学及び前２号に該当する学校を除く。）をいう。）又はこれに準ずる者が直接教育目的のために使用するとき。 ３割に相当する額	（６） 私立の学校（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する学校（大学及び前２号に該当する学校を除く。）をいう。）又はこれに準ずる者が直接教育目的のために使用するとき。 ３割に相当する額
（７） 公共的団体が直接公益のために使用し、かつ、当該使用につ	（７） 公共的団体が直接公益のために使用し、かつ、当該使用につ

改正後	改正前
いて区が後援し、又は協賛する場合で、区長が必要があると認めたとき。 区長が相当と認めた額 (8) 前各号のほか、区長が特に必要があると認めたとき。 区長が相当と認めた額 2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、前条第3項の使用料を減額し、又は免除することができる。 (1) 前項第1号又は第2号に該当するとき。 全額 (2) 前号のほか、区長が公益上特に必要があると認めたとき。 区長が相当と認めた額 3 第1項の規定により減額した使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。 (使用料の還付) 第12条 区長は、規則で定めるところにより、既に納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。 (特別の設備等) 第13条 施設等の使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用に際して、施設に特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。 (使用権の譲渡等の禁止) 第14条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。 (原状回復の義務) 第15条 使用者は、施設等の使用が終了したときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。第8条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも、同様とする。 (損害賠償) 第16条 センターの建物又は設備を損傷し、又は滅失した者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、	いて区が後援し、又は協賛する場合で、区長が必要があると認めたとき。 区長が相当と認めた額 (8) 前各号のほか、区長が特に必要があると認めたとき。 区長が相当と認めた額 2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、前条第3項の使用料を減額し、又は免除することができる。 (1) 前項第1号又は第2号に該当するとき。 全額 (2) 前号のほか、区長が公益上特に必要があると認めたとき。 区長が相当と認めた額 3 第1項の規定により減額した使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。 (使用料の還付) 第12条 区長は、規則で定めるところにより、既に納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。 (特別の設備等) 第13条 施設等の使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用に際して、施設に特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。 (使用権の譲渡等の禁止) 第14条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。 (原状回復の義務) 第15条 使用者は、施設等の使用が終了したときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。第8条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも、同様とする。 (損害賠償) 第16条 センターの建物又は設備を損傷し、又は滅失した者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、

改正後	改正前
やむを得ない理由があると認めたときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。 (入館の制限等)	やむを得ない理由があると認めたときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。 (入館の制限等)
第17条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、センターの使用を禁止することができる。 (1) 他人に迷惑をかけ、又は施設等を損傷するおそれがあるとき。 (2) 前号のほか、管理上支障があるとき。 2 センターを使用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定その他区長の指示を守らなければならない。 (指定管理者による管理)	第17条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、センターの使用を禁止することができる。 (1) 他人に迷惑をかけ、又は施設等を損傷するおそれがあるとき。 (2) 前号のほか、管理上支障があるとき。 2 センターを使用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定その他区長の指示を守らなければならない。 (指定管理者による管理)
第18条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、区長が指定する法人その他の団体にセンターの管理を行わせるものとする。 (指定管理者の指定の手続)	第18条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、区長が指定する法人その他の団体にセンターの管理を行わせるものとする。 (指定管理者の指定の手続)
第19条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。 2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。 3 区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、センターの設置の目的を最も効果的に達成できると認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。 (1) センターに関する業務を十分に行う能力及びこれに類する施設の管理の実績を有していること。 (2) センターの効用を最大限に発揮させることができること。 (3) センターの管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。	第19条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。 2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。 3 区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、センターの設置の目的を最も効果的に達成できると認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。 (1) センターに関する業務を十分に行う能力及びこれに類する施設の管理の実績を有していること。 (2) センターの効用を最大限に発揮させることができること。 (3) センターの管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。

改正後	改正前
4 区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。	4 区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。
5 区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。 (指定管理者の業務等)	5 区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。 (指定管理者の業務等)
第20条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。	第20条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
(1) 第2条各号に規定する事業に関する業務のうち、区長が指定した業務	(1) 第2条各号に規定する事業に関する業務のうち、区長が指定した業務
(2) 施設等の維持管理に関する業務	(2) 施設等の維持管理に関する業務
(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務	(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務
2 指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、センターの適正な管理を行わなければならない。 (利用料金)	2 指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、センターの適正な管理を行わなければならない。 (利用料金)
第21条 センターの施設のうち、劇場施設等の使用の承認を受けた者は、指定管理者に、利用料金を納付しなければならない。	第21条 センターの施設のうち、劇場施設等の使用の承認を受けた者は、指定管理者に、利用料金を納付しなければならない。
2 利用料金の額は、主劇場等の使用については別表第5に定める額を限度とし、主劇場等の附帯設備及び電源設備の使用については別表第6に定める額を限度とし、指定管理者が区長の承認を得てこれを定めるものとする。	2 利用料金の額は、主劇場等の使用については別表第5に定める額を限度とし、主劇場等の附帯設備及び電源設備の使用については別表第6に定める額を限度とし、指定管理者が区長の承認を得てこれを定めるものとする。
3 利用料金は、指定管理者の収入とする。 (利用料金の減免)	3 利用料金は、指定管理者の収入とする。 (利用料金の減免)
第22条 第11条の規定は、利用料金の減額及び免除について準用する。 (利用料金の還付)	第22条 第11条の規定は、利用料金の減額及び免除について準用する。 (利用料金の還付)
第23条 第12条の規定は、利用料金の還付について準用する。 (委任)	第23条 第12条の規定は、利用料金の還付について準用する。 (委任)
第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 附 則 この条例は、平成9年2月1日から施行する。ただし、センターの公	第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 附 則 この条例は、平成9年2月1日から施行する。ただし、センターの公

改正後	改正前
用開始の日は、区長が別に定める。(平成9年4月6日＝平成9年4月4日付 世田谷区告示第118号) 附 則 (平成11年3月11日条例第7号) 1 この条例は、平成11年5月1日から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例の規定は、平成11年5月1日以後に使用の申請をした者について適用し、同日前に使用の申請をした者については、なお従前の例による。 附 則 (平成15年3月13日条例第12号) 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例の規定(第18条の規定を除く。)は、平成15年4月1日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。 3 この条例の施行前に、平成15年4月1日以後の世田谷区立世田谷文化生活情報センターの施設のうち、主劇場、小劇場、けいこ場、音響スタジオ及び作業室並びにこれらの附帯設備及び電源設備(以下「劇場施設等」という。)の使用に係る使用料を納付した者は、同日以後の使用に係る当該使用料の額に相当する額の劇場施設等の利用に係る料金を納付した者とみなす。 附 則 (平成17年9月29日条例第50号) (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2、別表第5及び別表第6の改正規定は、平成18年4月1日から施行する。 (利用料金等に関する経過措置) 2 この条例による改正後の世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例(以下「新条例」という。)別表第2、別表第5及び別表第6の規定は、平成18年4月1日以後に使用の申請をした者について適用し、同日前に使用の申請をした者については、なお従前の例による。	用開始の日は、区長が別に定める。(平成9年4月6日＝平成9年4月4日付 世田谷区告示第118号) 附 則 (平成11年3月11日条例第7号) 1 この条例は、平成11年5月1日から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例の規定は、平成11年5月1日以後に使用の申請をした者について適用し、同日前に使用の申請をした者については、なお従前の例による。 附 則 (平成15年3月13日条例第12号) 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例の規定(第18条の規定を除く。)は、平成15年4月1日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。 3 この条例の施行前に、平成15年4月1日以後の世田谷区立世田谷文化生活情報センターの施設のうち、主劇場、小劇場、けいこ場、音響スタジオ及び作業室並びにこれらの附帯設備及び電源設備(以下「劇場施設等」という。)の使用に係る使用料を納付した者は、同日以後の使用に係る当該使用料の額に相当する額の劇場施設等の利用に係る料金を納付した者とみなす。 附 則 (平成17年9月29日条例第50号) (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2、別表第5及び別表第6の改正規定は、平成18年4月1日から施行する。 (利用料金等に関する経過措置) 2 この条例による改正後の世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例(以下「新条例」という。)別表第2、別表第5及び別表第6の規定は、平成18年4月1日以後に使用の申請をした者について適用し、同日前に使用の申請をした者については、なお従前の例による。

改正後	改正前
(指定管理者の指定に関する経過措置) 3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第18条の規定により管理を委託している世田谷区立世田谷文化生活情報センター（以下「センター」という。）の管理に関する事務については、平成18年9月1日（同日前に新条例第19条第4項の規定により、区長がセンターに係る指定管理者（新条例第4条第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定をしたときは、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。 4 区長は、前項の規定によりなお従前の例によることとされたセンターについて指定管理者を指定しようとする場合において、センターの管理を受託している者から新条例第19条第2項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を同条第3項に規定する基準に基づき審査し、かつ、センターの管理に関する実績を考慮し、当該受託している者がセンターの設置の目的を効果的に達成することができると認めた場合には、同条第1項に規定する手続によらないで、当該受託している者を指定管理者の候補者として選定することができる。 附 則（平成19年12月11日条例第61号） 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例（以下「新条例」という。）の規定（別表第3の規定に限る。）は、平成20年7月1日（以下「適用日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、適用日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 3 新条例の規定（別表第3の規定を除く。）は、施行日以後に使用の申請をした者の適用日以後の使用に係る利用料金について適用し、施行日前に使用の申請をした者の使用に係る利用料金及び施行日以後に使用の申請をした者の適用日前の使用に係る利用料金について	(指定管理者の指定に関する経過措置) 3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第18条の規定により管理を委託している世田谷区立世田谷文化生活情報センター（以下「センター」という。）の管理に関する事務については、平成18年9月1日（同日前に新条例第19条第4項の規定により、区長がセンターに係る指定管理者（新条例第4条第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定をしたときは、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。 4 区長は、前項の規定によりなお従前の例によることとされたセンターについて指定管理者を指定しようとする場合において、センターの管理を受託している者から新条例第19条第2項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を同条第3項に規定する基準に基づき審査し、かつ、センターの管理に関する実績を考慮し、当該受託している者がセンターの設置の目的を効果的に達成することができると認めた場合には、同条第1項に規定する手続によらないで、当該受託している者を指定管理者の候補者として選定することができる。 附 則（平成19年12月11日条例第61号） 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例（以下「新条例」という。）の規定（別表第3の規定に限る。）は、平成20年7月1日（以下「適用日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、適用日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 3 新条例の規定（別表第3の規定を除く。）は、施行日以後に使用の申請をした者の適用日以後の使用に係る利用料金について適用し、施行日前に使用の申請をした者の使用に係る利用料金及び施行日以後に使用の申請をした者の適用日前の使用に係る利用料金について

改正後	改正前
は、なお従前の例による。ただし、主劇場、小劇場、けいこ場、音響スタジオ及び作業室の使用に係る利用料金にあっては、施行日前に使用の申出をした者が当該申出に関して施行日以後に使用の申請をした場合は、施行日前に使用の申請をした者とみなす。 附 則（平成24年12月10日条例第63号）	は、なお従前の例による。ただし、主劇場、小劇場、けいこ場、音響スタジオ及び作業室の使用に係る利用料金にあっては、施行日前に使用の申出をした者が当該申出に関して施行日以後に使用の申請をした場合は、施行日前に使用の申請をした者とみなす。 附 則（平成24年12月10日条例第63号）
1 この条例は、平成24年12月11日（以下「施行日」という。）から施行する。	1 この条例は、平成24年12月11日（以下「施行日」という。）から施行する。
2 この条例による改正後の世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例（以下「新条例」という。）の規定（別表第3の規定に限る。）は、平成25年7月1日（以下「適用日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、適用日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。	2 この条例による改正後の世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例（以下「新条例」という。）の規定（別表第3の規定に限る。）は、平成25年7月1日（以下「適用日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、適用日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
3 新条例の規定（別表第3の規定を除く。）は、施行日以後に使用の申請をした者の適用日以後の使用に係る利用料金について適用し、施行日前に使用の申請をした者の使用に係る利用料金及び施行日以後に使用の申請をした者の適用日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。ただし、主劇場、小劇場、けいこ場、音響スタジオ及び作業室の使用に係る利用料金にあっては、施行日前に使用の申出をした者が当該申出に関して施行日以後に使用の申請をした場合は、施行日前に使用の申請をした者とみなす。 附 則（平成30年3月6日条例第13号）	3 新条例の規定（別表第3の規定を除く。）は、施行日以後に使用の申請をした者の適用日以後の使用に係る利用料金について適用し、施行日前に使用の申請をした者の使用に係る利用料金及び施行日以後に使用の申請をした者の適用日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。ただし、主劇場、小劇場、けいこ場、音響スタジオ及び作業室の使用に係る利用料金にあっては、施行日前に使用の申出をした者が当該申出に関して施行日以後に使用の申請をした場合は、施行日前に使用の申請をした者とみなす。 附 則（平成30年3月6日条例第13号）
1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第5条第1項の改正規定、同条第4項第3号の改正規定、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に1項を加える改正規定及び第10条に1項を加える改正規定は、平成30年10月1日から施行する。	1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第5条第1項の改正規定、同条第4項第3号の改正規定、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に1項を加える改正規定及び第10条に1項を加える改正規定は、平成30年10月1日から施行する。
2 この条例による改正後の世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例（以下「新条例」という。）の規定（別表第3の規定に限る。）	2 この条例による改正後の世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例（以下「新条例」という。）の規定（別表第3の規定に限る。）

改正後	改正前				
は、平成30年10月 1 日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 3 新条例の規定（別表第 5 の規定に限る。）は、施行日以後に使用の申請をした者の平成30年10月 1 日以後の使用に係る利用料金について適用し、施行日前に使用の申請をした者の使用に係る利用料金及び施行日以後に使用の申請をした者の平成30年10月 1 日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。ただし、主劇場、小劇場、けいこ場、音響スタジオ及び作業室の使用に係る利用料金にあっては、施行日前に使用の申出をした者が当該申出に関して施行日以後に使用の申請をした場合は、施行日前に使用の申請をした者とみなす。	は、平成30年10月 1 日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 3 新条例の規定（別表第 5 の規定に限る。）は、施行日以後に使用の申請をした者の平成30年10月 1 日以後の使用に係る利用料金について適用し、施行日前に使用の申請をした者の使用に係る利用料金及び施行日以後に使用の申請をした者の平成30年10月 1 日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。ただし、主劇場、小劇場、けいこ場、音響スタジオ及び作業室の使用に係る利用料金にあっては、施行日前に使用の申出をした者が当該申出に関して施行日以後に使用の申請をした場合は、施行日前に使用の申請をした者とみなす。				
<u>附 則（令和 7 年 3 月 日条例第 号）</u> <u>1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。</u> <u>2 この条例による改正後の別表第 3 及び別表第 4 の規定は、令和 7 年10月 1 日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。</u> <u>3 この条例による改正後の別表第 5 及び別表第 6 の規定は、施行日以後に使用の申請をした者の令和 7 年10月 1 日以後の使用に係る利用料金について適用し、施行日前に使用の申請をした者の使用に係る利用料金及び施行日以後に使用の申請をした者の令和 7 年10月 1 日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。ただし、主劇場、小劇場、けいこ場、音響スタジオ及び作業室の使用に係る利用料金にあっては、施行日前に使用の申出をした者が当該申出に関して施行日以後に使用の申請をした場合は、施行日前に使用の申請をした者とみなす。</u>					
別表第 1 （第 4 条関係） <table border="1" data-bbox="174 1385 1070 1428"> <tr> <td>施設名</td><td>使用することができる者</td></tr> </table>	施設名	使用することができる者	別表第 1 （第 4 条関係） <table border="1" data-bbox="1173 1385 2069 1428"> <tr> <td>施設名</td><td>使用することができる者</td></tr> </table>	施設名	使用することができる者
施設名	使用することができる者				
施設名	使用することができる者				

改正後		改正前	
セミナールーム ワーク ショップ室	次の要件を満たす団体 1 構成員の2分の1以上が区内 に住所を有すること（施設の使用 状況に余裕があると区長が認 めたときは、構成員の2分の1 以上が区内に住所、勤務先又は 通学先を有すること。）。 2 構成員の総数が5人以上であ ること。	セミナールーム ワーク ショップ室	次の要件を満たす団体 1 構成員の2分の1以上が区内 に住所を有すること（施設の使用 状況に余裕があると区長が認 めたときは、構成員の2分の1 以上が区内に住所、勤務先又は 通学先を有すること。）。 2 構成員の総数が5人以上であ ること。

別表第2（第5条、第9条関係）

施設名	使用期間
セミナールーム	3日
ワークショップ室	10日
主劇場 小劇場	60日
けいこ場 音響スタジオ 作業室	主劇場又は小劇場を使用する場合に あっては60日、使用しない場合に あっては3日

別表第3（第10条関係）

時間 区分	午前		午後		夜間		全日	
	午前9時から 正午まで		午後1時から 午後5時まで		午後6時から 午後10時まで		午前9時から 午後10時まで	
種別	平日	日曜 日、土 曜日及 び休日	平日	日曜 日、土 曜日及 び休日	平日	日曜 日、土 曜日及 び休日	平日	日曜 日、土 曜日及 び休日
セミ ナー	<u>3,260</u> 円	<u>3,910</u> 円	<u>4,240</u> 円	<u>5,050</u> 円	<u>4,240</u> 円	<u>5,050</u> 円	<u>11,740</u> 円	<u>14,030</u> 円

別表第2（第5条、第9条関係）

施設名	使用期間
セミナールーム	3日
ワークショップ室	10日
主劇場 小劇場	60日
けいこ場 音響スタジオ 作業室	主劇場又は小劇場を使用する場合に あっては60日、使用しない場合に あっては3日

別表第3（第10条関係）

時間 区分	午前		午後		夜間		全日	
	午前9時から 正午まで		午後1時から 午後5時まで		午後6時から 午後10時まで		午前9時から 午後10時まで	
種別	平日	日曜 日、土 曜日及 び休日	平日	日曜 日、土 曜日及 び休日	平日	日曜 日、土 曜日及 び休日	平日	日曜 日、土 曜日及 び休日
セミ ナー	<u>2,880</u> 円	<u>3,450</u> 円	<u>3,740</u> 円	<u>4,460</u> 円	<u>3,740</u> 円	<u>4,460</u> 円	<u>10,360</u> 円	<u>12,380</u> 円

改正後										改正前									
ルームA										ルームA									
セミナー ルームB	<u>3,580</u> 円	<u>4,240</u> 円	<u>4,890</u> 円	<u>5,870</u> 円	<u>4,890</u> 円	<u>5,870</u> 円	<u>13,380</u> 円	<u>16,000</u> 円		セミナー ルームB	<u>3,160</u> 円	<u>3,740</u> 円	<u>4,320</u> 円	<u>5,180</u> 円	<u>4,320</u> 円	<u>5,180</u> 円	<u>11,800</u> 円	<u>14,110</u> 円	
ワークショップ 室A	<u>8,320</u> 円	<u>9,950</u> 円	<u>11,100</u> 円	<u>13,220</u> 円	<u>11,100</u> 円	<u>13,220</u> 円	<u>30,520</u> 円	<u>36,410</u> 円		ワークショップ 室A	<u>7,340</u> 円	<u>8,780</u> 円	<u>9,790</u> 円	<u>11,660</u> 円	<u>9,790</u> 円	<u>11,660</u> 円	<u>26,920</u> 円	<u>32,110</u> 円	
ワークショップ 室B	<u>6,360</u> 円	<u>7,500</u> 円	<u>8,480</u> 円	<u>10,110</u> 円	<u>8,480</u> 円	<u>10,110</u> 円	<u>23,340</u> 円	<u>27,760</u> 円		ワークショップ 室B	<u>5,610</u> 円	<u>6,620</u> 円	<u>7,480</u> 円	<u>8,920</u> 円	<u>7,480</u> 円	<u>8,920</u> 円	<u>20,590</u> 円	<u>24,480</u> 円	

備考

- 1 使用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を領収する場合の使用料は、使用を承認した時間区分の使用料（以下「基本使用料」という。）に、次に掲げる額を加算して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。
 - 1 入場料等の最高額が1人当たり1,000円未満であるとき。
基本使用料の2割に相当する額
 - 2 入場料等の最高額が1人当たり1,000円以上であるとき。
基本使用料の10割に相当する額
- 2 区長は、使用者が使用時間を延長する場合は、管理上支障のない限りにおいてその使用を承認し、超過時間1時間（1時間

備考

- 1 使用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を領収する場合の使用料は、使用を承認した時間区分の使用料（以下「基本使用料」という。）に、次に掲げる額を加算して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。
 - 1 入場料等の最高額が1人当たり1,000円未満であるとき。
基本使用料の2割に相当する額
 - 2 入場料等の最高額が1人当たり1,000円以上であるとき。
基本使用料の10割に相当する額
- 2 区長は、使用者が使用時間を延長する場合は、管理上支障のない限りにおいてその使用を承認し、超過時間1時間（1時間

改正後				改正前			
に満たない端数は、これを1時間とする。)につき、基本使用料の3割に相当する額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を徴収する。ただし、全日の区分で使用する場合にあっては、夜間の基本使用料の3割に相当する額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を徴収する。 3 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。				に満たない端数は、これを1時間とする。)につき、基本使用料の3割に相当する額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を徴収する。ただし、全日の区分で使用する場合にあっては、夜間の基本使用料の3割に相当する額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を徴収する。 3 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。			
別表第4(第10条関係)				別表第4(第10条関係)			
附帯設備	種別	単位	金額	附帯設備	種別	単位	金額
	音響・映像機器	一式 1回	10,540円		音響・映像機器	1式 1回	9,300円
	その他	一式 1回	1,810円		その他	1式 1回	1,600円
備考				備考			
1 単位の1回とは、別表第3に規定する時間区分における午前、午後及び夜間の各々の時間区分をいう。				1 単位の1回とは、別表第3に規定する時間区分における午前、午後及び夜間の各々の時間区分をいう。			
2 区長は、使用者が附帯設備の使用時間を延長する場合は、管理上支障のない限りにおいてその使用を承認し、超過時間1時間(1時間に満たない端数は、これを1時間とする。)につき、1回の使用料の3割に相当する額を徴収する。				2 区長は、使用者が附帯設備の使用時間を延長する場合は、管理上支障のない限りにおいてその使用を承認し、超過時間1時間(1時間に満たない端数は、これを1時間とする。)につき、1回の使用料の3割に相当する額を徴収する。			
別表第5(第21条関係)				別表第5(第21条関係)			
時間区分	前半	後半	全日	時間区分	前半	後半	全日
	午前9時から午後4時まで	午後4時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで		午前9時から午後4時まで	午後4時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
種別				種別			
主劇場	467,670円	513,720円	664,690円	主劇場	412,410円	453,020円	586,150円
小劇場	169,290円	186,310円	241,620円	小劇場	149,290円	164,300円	213,070円

改正後				改正前			
けいこ場A	<u>20,750円</u>	<u>22,860円</u>	<u>29,660円</u>	けいこ場A	<u>18,300円</u>	<u>20,160円</u>	<u>26,160円</u>
けいこ場B	<u>14,750円</u>	<u>16,210円</u>	<u>21,390円</u>	けいこ場B	<u>13,010円</u>	<u>14,300円</u>	<u>18,870円</u>
けいこ場C	<u>7,290円</u>	<u>8,260円</u>	<u>10,860円</u>	けいこ場C	<u>6,430円</u>	<u>7,290円</u>	<u>9,580円</u>
音響スタジオ	1時間以内 <u>960円</u>			音響スタジオ	1時間以内 <u>850円</u>		
作業室A	<u>13,290円</u>	<u>15,070円</u>	<u>19,770円</u>	作業室A	<u>11,720円</u>	<u>13,290円</u>	<u>17,440円</u>
作業室B	<u>12,150円</u>	<u>13,770円</u>	<u>18,150円</u>	作業室B	<u>10,720円</u>	<u>12,150円</u>	<u>16,010円</u>
備考 指定管理者は、使用者が使用時間を延長する場合は、管理上支障のない限りにおいてその使用を承認し、その利用料金の額は、指定管理者が区長の承認を得てこれを定めるものとする。				備考 指定管理者は、使用者が使用時間を延長する場合は、管理上支障のない限りにおいてその使用を承認し、その利用料金の額は、指定管理者が区長の承認を得てこれを定めるものとする。			
別表第6（第21条関係）				別表第6（第21条関係）			
附帯設備	種別	単位	金額	附帯設備	種別	単位	金額
	舞台設備	<u>一</u> 式、1列、1双、1台、1室又は1枚 1回	<u>14,850円</u>		舞台設備	<u>1</u> 式、1列、1双、1台、1室又は1枚 1回	<u>13,100円</u>
	音楽設備	1台 1回	<u>13,720円</u>		音楽設備	1台 1回	<u>12,100円</u>
	工作機械	<u>一</u> 式 1回	<u>1,700円</u>		工作機械	<u>1</u> 式 1回	<u>1,500円</u>
	映写機	1台 1回	<u>1,810円</u>		映写機	1台 1回	<u>1,600円</u>

改正後					改正前				
		音響設備	一 式、1本又は1台 1回	<u>22,680円</u>			音響設備	1 式、1本又は1台 1回	<u>20,000円</u>
			一 式 1時間以内	<u>9,070円</u>				1 式 1時間以内	<u>8,000円</u>
		照明設備	一 式、1台、1列又は 1組 1回	<u>66,900円</u>			照明設備	1 式、1台、1列又は 1組 1回	<u>59,000円</u>
	電源設備	持込み機材	1台(1キロワット) 1回	<u>170円</u>		電源設備	持込み機材	1台(1キロワット) 1回	<u>150円</u>
備考					備考				
1 単位の1回とは、別表第5に規定する時間区分における前半及び後半の各々の時間区分をいう。					1 単位の1回とは、別表第5に規定する時間区分における前半及び後半の各々の時間区分をいう。				
2 指定管理者は、使用者が附帯設備及び電源設備の使用時間を延長する場合は、管理上支障のない限りにおいてその使用を承認し、その利用料金の額は、指定管理者が区長の承認を得てこれを定めるものとする。					2 指定管理者は、使用者が附帯設備及び電源設備の使用時間を延長する場合は、管理上支障のない限りにおいてその使用を承認し、その利用料金の額は、指定管理者が区長の承認を得てこれを定めるものとする。				